

平成15年10月2日

## 基本合意書 (骨子)

- 1 一審原告らは、条例の税率を平成12事業年度分に遡って業務粗利益の0.9パーセントに引き下げ、課税期間を平成15事業年度までの4年間とし、改正後の条例を公布の日から施行するとの改正案を平成15年第3回都議会定例会に提出したことを確認する。一審被告らは、改正案が同定例会の会期中に成立し、かつ成立後速やかに公布・施行されるよう努力することを約束する。
- 2 一審原告らが本基本合意書の内容を承認する旨を正式に意思決定し、本件条例が上記都議会定例会において改正され、かつ公布・施行されたときは、
  - (1) 各還付金及びこれに対する法令に定めるところによる各還付加算金として支払うべき金額は、別途確認の上、一審被告東京都は、平成15年10月7日限り、各一審原告の指定する口座に振り込む方法で支払う。
  - (2) 平成15年10月8日、最高裁判所において、本基本合意書の内容に基づき本件が解決したことを確認して、訴訟上の和解をする。
  - (3) 一審原告らは、訴訟上の和解において、一審被告らに対する一切の訴えを取り下げ、一審被告らはこれに同意する。
- 3 訴訟費用は、各自の負担とする。
- 4 一審原告らは、一審被告らに対し、本日までに一審原告らによる本基本合意書の内容を承認する旨の正式な意思決定が完了していることを確認する。